

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。<u>なお、満期日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。</u></p> <p>(2) ～ (4) (省略)</p> <p>6. ～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。<u>(追加)</u></p> <p>(2) ～ (4) (省略)</p> <p>6. ～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>